

京都市告示第 583 号

京都市環境保全活動センターの指定管理者である公益財団法人京都市環境保全活動推進協会から、京都市環境保全活動センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、京都市環境保全活動センターの休所日等の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 3 年 2 月 25 日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する日及び時間

令和 3 年 3 月 25 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

（環境政策局地球温暖化対策室）